



東名三好IC付近

■みよし市企業立地促進条例

(1)工場等立地促進奨励金

▼対象事業者

- ・新設等する工場等が次のいずれかの事業の用に供されるものであること。
- ア 製品の製造、加工又は修理に係る事業
- イ 流通業務に係る事業
- ウ 情報の処理、提供等のサービスを行う事業
- エ 開発研究等を行う事業
- オ その他市長が適当と認める事業
- ・投下固定資産総額が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額以上であること。

ア 小規模企業者 3,000万円以上

イ 中小企業者 1億円以上

ウ ア及びイ以外の事業者 3億円以上

- ・新たな土地の所有権を取得し、又は賃貸借契約をする場合にあっては、土地の面積が1,000㎡以上であること。
- ・工場等の拡充の場合は増築後の延べ床面積が増築前に比べ5分の1以上増加するものに限り、建替えの場合は建替え後の工場等の固定資産税評価額が増加するものに限る。

▼奨励金額

- ・工場等立地促進奨励金の額は、新設等した工場等が操業を開始した日以後に最初に固定資産税及び都市計画税を課することとなった年度（以下「課税初年度」という。）から3年間交付するものとし、各年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額に100分の50を乗じて得た額とする。

(2)工場等立地促進特別奨励金

▼対象事業者

- ・次のいずれかの事業の用に供する工場等を新設等すること。
- ア 製品の製造、加工又は修理に係る事業
- イ 流通業務に係る事業（20年以上市内に立地している工場等を有する事業者に限る。）
- ウ 情報の処理、提供等のサービスを行う事業
- エ 開発研究等を行う事業
- オ その他市長が適当と認める事業
- ・投下固定資産総額が15億円以上であること。
- ・都市計画法第9条第11項から第13項までに規定する準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域又はみよし市まちづくり土地利用条例（平成15年三好町条例第31号）に基づき策定されたまちづくり基本計画における工業系用地の開発誘導ゾーンに位置している土地であること。ただし、20年以上市内に立地している工場等を有する事業者が工場等を増設する場合は、この限りでない。
- ・新たに土地の所有権を取得し、又は土地の賃貸借契約をする場合にあっては、土地の面積が1,000㎡以上であること。
- ・工場等の拡充の場合は増築後の延べ床面積が増築前に比べ5分の1以上増加するものに限り、建替えの場合は建替え後の工場等の固定資産税評価額が増加するものに限る。

▼奨励金額

- ・工場等立地促進特別奨励金の額は、新設等に係る工場等の土地（新設等に係る工場等の操業を開始した日前5年以内に取得した土地に限る。）、家屋及び償却資産の固定資産税評価額に、100分の10（工場等を新設することに伴い本社を市外から市内に移転する場合（当該移転の日から5年以内に工場等の新設し、及び操業を開始する場合を含む。）にあっては、100分の12）を乗じて得た額とし、6億円を限度とする。

(3)高度先端産業立地奨励金

▼対象事業者

- ・高度先端産業を営む事業者であること。

みよし市の特色

愛知県のほぼ中央、名古屋市と豊田市の間に位置するみよし市は、市の北部地区に名鉄豊田線三好ヶ丘駅と黒笹駅があり、名古屋市営地下鉄鶴舞線と連絡しています。また、東名高速道路「東名三好インターチェンジ」があり、自動車交通の玄関口となっています。



みよし市長 小山 祐

産業は、トヨタ自動車株式会社の自動車工場など自動車関連産業をはじめ、数多くの企業が立地している、豊かな自然環境と活気あふれる、香り高い文化の調和したまちです。

- ・高度先端産業の用に供する投下固定資産総額が50億円（当該工場等の新設等を行う事業者が中小企業者又は小規模企業者である場合にあっては2億円、研究所等を新設等する場合にあっては5億円（中小企業者等が立地をした研究所である場合にあっては、2億円））以上であること。
- ・工場等（研究所を除く。以下この号において同じ。）の操業開始に伴い、新たに常用雇用する従業員を20人（当該工場等の操業開始を行う事業者が中小企業者等である場合にあっては、5人）以上雇用すること。

▼奨励金額

- ・高度先端産業立地奨励金の額は、高度先端産業の用に供する投下固定資産総額に100分の10を乗じて得た額（当該工場等が研究所である場合にあっては、100分の20を乗じて得た額）に相当する額とし、5億円を限度とする。

(4)新規成長産業立地奨励金

▼対象事業者

- ・新規成長産業を営む事業者であること。
- ・新規成長産業の用に供する投下固定資産総額が1,000万円以上であること。

▼奨励金額

- ・新規成長産業立地奨励金の額は、新設等した工場等が操業を開始した日以後に課することとなった固定資産税及び都市計画税に相当する額に100分の50を乗じて得た額とする。当該奨励金は課税初年度から5年間交付するものとし、各年度に算定された額を当該年度の翌年度に交付するものとする。

(5)地盤改良奨励金

▼対象事業者

- ・(1)、(2)、(3)又は(4)の奨励金の交付の対象事業者であること。

▼奨励金額

- ・工場等を建設する用地に、規則で定める工法により地盤改良を施した場合に交付するものとし、地盤改良奨励金の額は、工場等の建築面積に係る地盤改良費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に100分の20を乗じて得た額とし、1,000万円を限度とする。

(6)雨水活用施設奨励金

▼対象事業者

- ・(1)、(2)、(3)又は(4)の奨励金の交付の対象事業者であること。

▼奨励金額

- ・工場等の建設に伴い、雨水を貯水及び活用する施設等であって、100㎡以上の貯水能力を有するものを設置した場合に交付し、雨水活用施設奨励金の額は、設置に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に100分の25を乗じて得た額とし、400万円を限度とする。

(7)新エネルギー設備設置奨励金

▼対象事業者

- ・(1)、(2)、(3)又は(4)の奨励金の交付の対象事業者であること。

▼奨励金額

- ・工場等の建設に伴い、新エネルギー利用等（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）第2条に規定する新エネルギー利用等をいう。）を行うための設備等を設置した場合に交付し、新エネルギー設備設置奨励金の額は、設置に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に100分の20を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。

(8)雇用促進奨励金

▼対象事業者

- ・(1)、(2)、(3)又は(4)の奨励金の交付の対象事業者であること。

▼奨励金額

- ・雇用促進奨励金は、工場等の新設等に伴い、当該工場等において新規雇用従業員又は新規転入従業員を雇用し、その数の合計が20人（中小企業者等である場合にあっては1人）以上である場合に交付する。
- ・雇用促進奨励金の額は、新規雇用従業員及び新規転入従業員の数の合計に30万円を乗じて得た額とし、1,000万円を限度とする。

■みよし市企業再投資促進補助金

原則として20年以上工場等が市内に立地する企業で、工場等の新増設等を行う次に該当する企業に補助金を交付します。

<対象分野>

- ①次世代自動車関連②航空宇宙関連
- ③環境・新エネルギー関連④健康長寿関連⑤情報通信関連⑥ロボット関連⑦愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種（P.15西三河地域）に掲げる分野（輸送機械、電気・電子機器、機械・金属、健康長寿、農商連携関連産業）

<対象要件>

- ①愛知県新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）に採択されること②過去に同一の工場の同一の新増設等において同補助金及びみよし市企業立地促進条例による奨励金の交付を受けていないこと。

<対象経費>

土地を除く固定資産取得費用（建物および償却資産）のうち、大企業、みなし大企業（中堅企業）は4%、中堅企業は5%に相当する額とし3億円を限度。中小企業は10%、みなし大企業（中小企業）8%に相当する額とし6億円を限度

<詳細は下記HPをご覧ください>

<https://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/soshiki/shiminkeizai/sangyo/index.html>